

旭川小売酒販組合 専務理事 今井明信



旭川酒造組合員16社(初代一同) 大正末期頃、旧料亭「第一樓」にて(旭川市1条通5丁目)

良酒を生む理想的は土壤

北海道のほぼ中央に位置する旭川は、北海道の最高峰の旭岳を中心とした大雪山系の山々に囲まれ、それらを源とする4つの川がまちに潤いを運んでいます。「川のまち」としても知られる旭川は、上川平野の肥沃な大地を活かした米づくりが盛んで、国内でも有数の米どころとなっています。また、内陸性で寒暖差の大きい気象条件は、より上質でおいしく多彩な農作物を育てています。

豊富で清涼な伏流水、良質な米、そして特有の気象条件と、旭川は酒造りで最も大切な三大要素が揃う、理想的な環境に恵まれています。そのため早くから酒造りが始まり「北海の灘」と呼ばれるほどの隆盛を見せました。

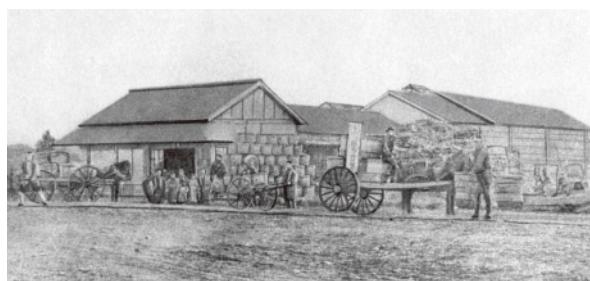
旭川の酒造りの創始

旭川の酒造りは明治24年に永山地区への屯田兵の入植に追従した札幌の酒造り業者の笠原喜助が永山番外地に出張所を開設、諸味(もろ味)造りを始めたことが端緒とされています。笠原喜助は翌25年に出張所を現在の旭川市1条通1丁目に移設、免許を取得しました。

その後、明治31年に滝川～旭川間の鉄道開通に伴い急激にまちは賑やかさを増していきます。酒造業者も数を増やし、翌32年には小檜山鉄三郎による小檜山酒造場(現・高砂酒造株)と、山崎與吉による山崎酒造場(現・男山株)、翌33年に日本酒精製造株(現・合同酒精株)が創業。上川酒造組合も設立され、蔵を公開して技術交流を行うなど協力して品質向上に努めました。



函館本線開通、旭川駅に入る1番列車(明治31年7月16日)



宮下通17丁目の小檜山酒造店(明治32年創業時)

酒造業の開業はその後も相次ぎ、明治末期になると工場数14、造石高1万5300石(2754kl)を計上、酒造の先進地の札幌や小樽をしのぐ勢いで、めざましい発展を遂げていきました。

順風満帆で迎えた黄金時代

大正になるとさらに新進業者の参加もあり、旭川の酒造業界は黄金期を迎えます。北海道の総生産量の約3割近くを旭川産の清酒が占め、大正10年頃には道内最大の清酒醸造地として名をはせます。旭川市の産業でも1位となり、まちの発展を牽引する原動力となりました。

品質向上への研鑽も地道に続けられ、昭和2年の全国品評会で小樽山酒造店が一等賞を受賞、北海道初の監督局長の表彰を受けます。これに続き翌3年には大谷酒造店が優秀賞を射止めなど、旭川の酒造りは全国大会でも高い評価を得るようになりました。これにより多産多売から高品質の酒の安定供給へと転換し、確かな実力を付けていきました。

しかし、昭和になり色濃くなつていった戦時体制の中で酒類は配給制となり、昭和19年には旭川の酒造場が一箇所に統制されました。



野崎酒造店の店頭風景と登鶴酒造の酒蔵



【明治～大正期の主な創業者】

開業年次	創業者または店名	代表銘柄
明治24年	笠原喜助	笠の雪、常盤泉
明治26年	舟田亀次郎	都の松
明治31年	塙野谷辰造	旭野、天界鶴、住の井
明治32年	小樽山鉄三郎	旭高砂、北の都、旭福泉
	山崎与吉	亀甲長、金与旭、今泉、男山
明治33年	石崎鶴吉	雪の都、豊泉、寿白梅、澤乃雪
明治35年	田中藤五郎	白不二
	瀬古太郎助	金婚、銀婚、太陽
明治36年	下村正之助	旭正宗
明治37年	荒井初一	登波、丸米牡丹、旭富久、白雪、北の富士
	秋山辰次郎	辰の井、玉の井
明治39年	西倉重二郎	鬼笑、福笑
	堀川一六	宝船、喜娘
明治43年	大谷岩太郎	北海旭正宗、旭自慢
明治44年	岡田重次郎	北の誉、養老
大正3年	藤田長次郎	長生、萬代
大正4年	野崎小三郎	花の友、亀甲八千代、北海灘
大正7年	世木沢藤三郎	登鶴、千代の沢、銀の友
大正8年	旭川酒造株式会社	国の誉、北の栄、玉の響

復活した「北海の灘」

戦後の混乱期にいち早く旭川で復活の名乗りを上げたのは山崎酒造店で、昭和23年10月に自営を再開させます。これに続き他の酒造業者も酒造りを再開していきます。昭和26年には旭川酒造協会が設立。「北海の灘」の復活と協会のPRとして昭和32年5月に「第一回清酒祭り」が開催されました。

一方、人々の嗜好にも変化が訪れ、ビールやウイスキーといった洋酒人気が高まっていきます。しかし、北海道内の清酒の約3割の生産量を占める旭川では、しっかりと地に足をつけ、再度品質を顧みて蔵元が協力し合いながら、高品質への研究努力を続けます。その成果は実を結び、全国の品評会で数多くの優秀賞に輝きます。中でも昭和35年度には、旭川の全業者がこぞって優秀賞を獲得するという全国でも稀な栄光を手にし注目されました。

以来、高品質の地酒造りの技と気概は今も確かな形で受け継がれ、今年も旭川では地元の清らかな水と空気と健康で豊かな実りを原料に、丹精こめて仕込まれた、おいしい地酒が誕生しています。

明治43酒造年度 本道醸酒家番付表 最近5カ年平均									
西 方					東 方				
タ	タ	タ	タ	前頭	小結	開脇	大闘	横綱	
一、〇〇五	一、〇二五	一、〇六一	一、一五一	一、二三五	一、三三六	一、六三八	二、三七五	四、〇一〇	
遠藤 善四郎	山口 由太郎	岡田 市松	山崎 與吉	小樽山 鉄三郎	安達 吉平	笠原 冬藏	朝明酒造合名会社	札幌酒造合名会社	
札幌 曉	空知 小樽	タ	上川	小樽	タ	タ	タ	札幌	
タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	前頭
六七八	六八二	六九四	六九七	七一七	七六三	七八八	八〇〇	八四〇	九二六
茂木 幸助	齊藤 秀松	中川 平蔵	坪本 弥太郎	今 百太郎	岩田 秀則	石崎 鶴吉	岡 伊吉	下村 京松	余市酒造株式会社
タ	札幌	タ	空知	空知	小樽	上川	根室	タ	小樽
タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	前頭
四〇五	四五五	四六七	四八八	四九三	秋山 小島	五〇六 丸井	五二一 正之助	五四二 長谷川	五六八
諸橋 亀吉	松永 馬次郎	東野 吉吉	塩野 辰造	久平 辰郎	荒木 忠治	木井 泰次郎	下村 泰次郎	酒造 元末吉	西倉 重二郎
空知 札幌	空知 空知	上川	小樽	上川	上川	上川	上川	上川	札幌

蒙
御
免
勧進元
上川酒
造組合
行司
札幌稅務監督局全道十五稅務署

第二回全道酒造品評会



山崎酒造の諸白粕樽詰め作業(昭和29年10月)



あさひかわ地酒フェアと飲酒運転撲滅キャンペーン

現在のあさひかわの地酒

酒類の多様性や若年層のアルコール離れ等、近年日本酒を始めとする酒類を取り巻く環境が変化しています。地酒の解釈も変わり東北や北陸などの入手困難な日本酒を指す傾向もあります。今一度、旭川の日本酒を知っていただきご愛飲されること、更に旭川の酒販店をご利用いただく事を目的に、平成22年11月「第1回あさひかわ地酒フェア」を開催いたしました。同イベントは第10回まで開催され、この間、平成25年12月には旭川市議会にて「旭川市地酒の普及の推進に関する条例」が可決されました。

現在、酒類業界に対する社会的要請が高まっています。特に未成年者飲酒防止・飲酒運転撲滅

に対する取り組みが求められています。旭川小売酒販組合としては、夏休み期間に街頭で行う啓蒙活動「未成年者飲酒防止・飲酒運転撲滅キャンペーン」や市内の高等学校卒業予定者を対象とした「未成年者飲酒防止教室」を行っています。今後は市内飲食店や酒類販売店を対象に「飲酒運転根絶宣言店」の推進を行います。旭川市を中心に上川管内では酒類製造が盛んになっています。今年は7月にオリンピック・パラリンピックが東京で開催され、札幌市ではマラソン等の競技が行われ、多くの方々が北海道を訪れると思われます。この機会に「あさひかわの地酒」がさらに多くの方に楽しめることを願います。

参考文献：旭川酒造史（発行：旭川酒造協会）



①『税金クイズ大会』旭川東税務署澤田副署長扮する「税金博士」がクイズを出題。全問正解者には図書カードをプレゼント。



②『絵はがき表彰式』旭川美術館館長より賞状・記念品が贈呈された。(詳しくは6~7p)



③『動物園トークショー』飼育員さんによる弾き語り動物解説が斬新で好評だった。



④『盲導犬育成基金募金活動』募金活動のため登場したキャンペーン犬は大人気であった。



⑤『租税教室』講師は青年部会員と教育大生が務めた、児童たちは楽しげに参加していた。(詳しくは8p)



⑥『大抽選会』タラバガニなど豪華景品のある抽選会に会場は大いに賑わった。

お風呂に入つてゆつたりと、
飲んで、食べて……。

ご宿泊
「街の中で温泉気分」
市内東部唯一のビジネス旅館

ご宴会
ご予算に応じてご予約承ります。

(一社)日本旅館協会会員
東花
とうかえん

旭川市 5条通25丁目
TEL0166-31-2234・FAX32-6315
<http://toukaen.com> e-mail:info@toukaen.com



434名が参加した一大イベント『おもしろ税ミナ～ル2019!』



今年も法人会の一大イベントである「おもしろ税ミナ～ル」を開催した。このイベントは、国税庁の『税を考える週間（11月11日～17日）』に併せて実施している。

次代を担う子どもたちや地域の方々に税金の大切さやあり方を考えもらうことを目的に実施しており、プログラムには小学6年生を対象に税金は一体何に使われているのかなどを問う「租税教室」や、大人でも頭を悩ませる難問珍間に沸いた「税金クイズ大会」、夏期に募集した「税に関する絵はがきコンクール」の表彰式と作品展、さらには道教育大学旭川校の学生にも参画してもらった「市長は君だ！子ども税金

コーナー」では、もしも自分が市長だったら税金をどのように使うかを考えてもらうなど、税について楽しく学べるイベントとなっている。

また、税の啓蒙活動だけではなく地域社会貢献活動の一環として、旭山動物園の飼育員さんによる弾き語りトークショー、税にかけて年貢米と銘打ったお米や数々の地元産品が当たる大抽選会、盲導犬育成基金のキャンペーン犬とも触れあえる募金活動なども実施している。

今年も各プログラムを通じて、税について考えたり、地域の皆さんと一緒に過ごしたひとときは、満足そうに帰る子どもたちの笑顔からイベントの成功を確信することが出来た。

宅地建物の売買・媒介に、信頼と実績でお応えします。相談・査定無料、お気軽に！

創業54年 北海道知事免許上川（14）第140号

桜井商事株式会社

代表取締役 桜井敏広

旭川市豊岡1条2丁目 Tel.(0166)31-3111・Fax.31-3118 E-mail:sakurai31@feel.ocn.ne.jp

第11回 税に関する 絵はがきコンクール



大賞 吉田 暖和さん(大有小学校5年)



大賞 加茂 雪さん(神楽小学校5年)

女性部会では租税教育活動の一環として、全国一斉に「税に関する絵はがきコンクール」を実施している。当部会では小学校高学年を対象に夏休みにあわせて募集し、作品展と優秀作品の表彰式を11月17日(日)・アートホテル旭川にて開催した法人会『おもしろ税ミナ～ル！2019』のなかで行った。

応募総数は管内23校より127点、審査員長には道立旭川美術館の梶浦仁館長を迎えて、大賞2点、税務署長賞や旭川市長賞など特別賞10点をはじめ入賞34点を選出した。また、大賞作品は全道審査会にも出展され加茂さんの作品が北海道知事賞を受賞した。



梶浦審査員長より賞状と記念品を贈呈(上)
個性豊かな作品の数々…作品展の様子(下)



大有小学校に国税庁長官表彰 ～租税教育推進に尽力～

税の役割や納税の大切さを教える「租税教育」に積極的に取り組んだとして、大有小学校が租税教育推進校表彰の国税庁長官表彰に選ばれた。同校は20年以上前より外部講師による租税教室や「税に関する絵はがきコンクール」などの作品展に熱心に取り組んできたことが評価された。表彰伝達式では玉井校長より「税に関する子ども達の長きにわたる活動が評価され大変光栄に思う。これからも継続して行いたい」と抱負が語られた。尚、本年度の国税庁長官表彰は大有小学校を含めて全国で24校が選ばれている。



管内23小学校より応募総数127点、個性豊かな作品の数々に租税教育の重要性を実感

優秀作品紹介

絵はがき 上川総合振興局長賞



阿部 巧さん
(鷹栖北野小学校 6年)

絵はがき 旭川市長賞



浅沼 梨乃さん
(大有小学校 6年)

絵はがき 旭川中税務署長賞



笠原 吹さん
(春光小学校 5年)

絵はがき 旭川東税務署長賞



長井 杏樹さん
(愛宕東小学校 4年)

絵はがき 旭川市教育長賞



内海璃衣菜さん
(東栄小学校 5年)

絵はがき 旭川市PTA連合会長賞



岡本 悠里さん
(大有小学校 6年)

絵はがき 旭川商工会議所会頭賞



稻村 優貴さん
(西御料地小学校 5年)

絵はがき 税理士会旭川支部長賞



武市 二胡さん
(旭川小学校 6年)

絵はがき 旭川中法人会会长賞



山内 結羅さん
(高台小学校 4年)

絵はがき 旭川東法人会会长賞



板垣 歩佳さん
(神楽小学校 6年)

絵はがき 準大賞



中澤 凜音さん
(近文第一小学校 6年)

絵はがき 準大賞



大野由瑞穂さん
(東町小学校 4年)

絵はがき
一 優 秀 賞

- 花釜 実咲さん(旭川第二小学校 6年)
- 大田 泰士さん(愛宕東小学校 5年)
- 小松 和奏さん(共栄小学校 6年)
- 齋藤 由奈さん(正和小学校 6年)
- 夕川 里彩さん(大有小学校 4年)
- 平井 穂香さん(千代田小学校 5年)
- 井口 聖梨さん(西御料地小学校 4年)
- 荒谷 成美さん(東町小学校 5年)
- 牧野 真宙さん(比布中央小学校 5年)
- 松岡 武蔵さん(比布中央小学校 5年)



絵はがき
一 奨励賞

- 杉澤結笑頬さん(旭川小学校 6年)
- 高柳 乃娃さん(旭川小学校 6年)
- 牧野 朱里さん(旭川小学校 6年)
- 澤村 姫奈さん(旭川第二小学校 6年)
- 高橋 茉希さん(旭川第二小学校 6年)
- 森本 花凜さん(神楽小学校 5年)
- 及川 陽太さん(正和小学校 5年)
- 加藤 遥斗さん(東五条小学校 5年)
- 野内 海成さん(比布中央小学校 5年)
- 石井 鮎さん(附属旭川小学校 4年)



青年部会による租税教室

今年は7小学校で開催

青年部会では管内の小学校を訪問し、6年生を対象に租税教室を実施しているが、今年度は鷹栖北野・北光・神居東・東光・朝日・西神楽東五条の7校で開催した(知新はインフルエンザによる学年閉鎖のため中止) 次代を担う子どもたちに税金の役割や使い途などを考えてもらおうと、身近な施設や学校を題材にクイズ形式なども取り入れて、楽しく分かりやすい授業を心がけた。また、キャリア教育の一環として、講師自らの経験を通してこれから生き方などについて語りかけると、児童たちも将来の夢や目標を熱っぽく答えてくれた。

例年「税を考える週間」にあわせて開催しているイベント「おもしろ税ミナヘル」でも租税教室を実施しており、今回は21校より37名もの6年生と多数の家族らが参加した。あわせて道教育大旭川校の学生にも参画してもらい「市長は君だ！子ども税金コーナー」と称したブースにも約100名の親子らが参加し、市長になった子どもたちから自分が考える税金の使い途が提案された。参画した学生にとっても、経営者からなる青年部会員と運営にあたり、子どもたちと密に接する機会は貴重な経験となったようだ。

【令和元年度『租税教室』等の実施状況】

開催日	学校(行事)名【参加児童】	講師担当
11月17日	おもしろ税ミナヘル!	
	租税教室 【37名】	小林・学生 会員・学生
	市長は君だ(略) 【100名】	
12月3日	鷹栖北野小学校 【54名】	本間・外崎
12月11日	北光小学校 【40名】	東堂・本間
12月12日	神居東小学校 【64名】	福居・菅野
12月19日	知新小学校(※中止)	
12月20日	東光小学校 【115名】	井上・大熊
1月24日	朝日小学校 【36名】	本間・福居
1月28日	西神楽小学校 【19名】	牧原・落合
1月30日	東五条小学校 【39名】	田村・長勢



朝日小学校における租税教室の様子



大学生とのコラボ「市長は君だ！子ども税金コーナー」

青年部会『皆勤賞』決定!

今年度より青年部会活動の活性化を目的として、定例の青年部会行事（但し3月会合は中止）すべてに参加された会員に対して皆勤賞が設定されました。受賞された皆様には新年度総会において記念品を添えて表彰させていただきます。

◆『皆勤賞』受賞者 ◆

荒 尾 一 之 (株)荒尾)
大 熊 啓 司 (有)大熊養鶏場)
酒 井 保 則 (株)酒井鋼材)
高 尾 勉 (株)TAKAO)
田 中 恭 曜 (大同生命保険(株))
敦 賀 敏 文 (株)東宝技研工業)
長 勢 将 大 (有)エンドレスカンパニー)
廣 瀬 紀由樹 (株)North)
福 居 裕 二 (株)福居製餡所)
堀 江 裕 樹 (有)インテリアほりえ)

女性部会全道大会

令和2年度は旭川にて開催

10月18日(金)札幌市に於いて第20回女性部会全道大会が開催され、旭川両女性部会からは総勢36名もの大所帯で参加した。大会では税に関する絵はがきコンクールの表彰式や女性部会活動の事例発表などが行われ、全道各地の女性部会との交流も深めた。また、次回開催地は旭川に決定されており、大会各所において旭川大会のPR活動を行うとともに大会運営のノウハウを得ようと細部まで視察や情報交換も行った。



大会式典の次回開催地PRの様子

四団体合同新春研修会

2月4日(火)アートホテル旭川に於いて、旭川中・東法人会の青年部会と女性部会が一堂に会する恒例事業、四団体合同新春研修会を開催した。講師には澤田副署長(旭川東署)と阪副署長(旭川中署)を招き、お酒にまつわる話やキヤッショレス納付について紹介された。研修後のニューイヤーパーティでは各部会の趣向を凝らしたアトラクションなど盛会裡に終了した。



税務研修会&とき酒会

12月9日(月)アートホテル旭川に於いて青年女性部会合同による税務研修会・とき酒会を開催した。研修会は伊藤統括官・中田上席(東署)より「自主点検チェックシートの効果」などについて講義を受けた。とき酒会では日本酒はもとよりビールやワインさらにはお茶など7種類22品目に挑戦、第20回目の今年の名人は齊藤秋生氏(丸果旭川青果卸売市場株)に輝いた。

<第27回とき酒会 成績結果>

- | | |
|------------|---------------------|
| 名人 | 齊藤 秋生 (丸果旭川青果卸売市場株) |
| 準名人 | 福居 裕二 (株福居製餡所) |
| 3位 | 敦賀 敏文 (株東宝技研工業) |
| 4位 | 高橋 規久 (有)イー・トレンドライフ |
| 5位 | 只石 峰子 (エバーオンワード株) |



研修会の様子とき酒名人に輝いた齊藤会員

全国青年の集い大分大会

今年度の全国青年の集いは大分市に於いて開催(11/7~8)され、当青年部会からは酒井道青連協会長をはじめ12名が参加した。大会では租税教育活動プレゼンテーションやアンミカさんによる記念講演などが行われ盛会裡に終了した。



多彩な研修会・セミナーを開催

当会では定期的に税務研修会をはじめ経営に役立つ様々なセミナーを開催している。令和元年度は下記の通り6回開催し計600名を超える方々が受講した(尚、春期講演会(3/9)は新型コロナウィルスの影響により中止)

令和元年度 研修会開催状況

5月31日 税務講話(出席101名)

講 師 旭川東税務署長 阿部 輝男 氏
テーマ 消費税軽減税率制度の概要 他

6月26日 経営セミナー(出席80名)

講 師 弁護士(プロネットワーク5)皆川 岳大 氏
司法書士(リ)上村修一郎 氏
税理士(リ)大久保昌宣 氏
テーマ 会社を守る契約書の作り方
株主総会開催の実務、事業・財産の承継

9月12日 経営セミナー(出席128名)

講 師 社会保険労務士 今井 貴之 氏
テーマ 働き方改革の狙いと企業への影響

11月28日 税務研修会(出席101名)

講 師 旭川中署法人1統括官 工藤 博志 氏
旭川中署資産統括官 中塚 雅一 氏
旭川東署法人1統括官 伊藤 憲吾 氏
テーマ 事業承継税制のあらまし
消費税軽減税率制度について

1月27日 新春講演会(出席162名)

講 師 新春講演会(出席162名)

2月下旬 地区别税務研修会(出席70名)

開催日 2/19(東旭川・工業団地・東川)
2/20(永山・当麻・比布)、2/26(他地区)
講 師 旭川東署法人1統括官 伊藤 憲吾 氏
旭川東署法人1上席 中田 孝一 氏
テーマ 改正税法、法人税等申告の実務について

令和元年度納税表彰など(関係分)

◆国税庁長官表彰

当会会长
高橋秀樹 氏(昭和木材(株))

◆旭川東税務署長表彰

当会東川支部長
小岩昭市 氏(株小岩組)

当会女性部会副部会長

林朋子 氏
(医)社団はやし内科胃腸科小児科医院

◆藍綬褒章

当会監事
太田英司 氏(株東花苑)

◆農林水産大臣表彰

当会会长
高橋秀樹 氏(昭和木材(株))

◆国土交通大臣表彰

当会常任理事
湯野信一 氏(旭川小型運輸(株))



新年交歓会にて受彰者の皆様へ花束贈呈

北海道公認市場

株式会社 旭川魚卸売市場

代表取締役社長 戸松政和

旭川市流通団地1条3丁目 ☎(代表)48-3161
FAX 48-4167

令和2年度税制改正に関する提言

法人会では毎年税制改正に関して、健全かつ中小企業の活性化に資する税制の構築を目指し、政府・政党・関係省庁等に対して建設的な意見を提言している。昨秋開催された第36回法人会全国大会<三重大会>において、令和2年度税制改正に関する提言が決議され、これを受けた当会でも12月19日に地元選出議員や旭川市長・旭川市議会に対して提言書に基づく税制改正事項の実現に向けた要望活動を行った。

新設法人説明会

2月17日(月)旭川商工会議所に於いて、会社設立後1年未満の企業を対象に税務研修会を開催した。講師には旭川東・中税務署より法人担当官を招き、会社設立から初めての決算・申告までのポイントや法人税・消費税・源泉所得税等の経理処理や留意点など実務に関して講義を行うとともに、法人会の各種活動も紹介し入会勧奨を行った。

お知らせ

●令和2年度通常総会・税務講話・懇談会

開催日 6月3日(水) 17:00~
場 所 星野リゾート OMO 7旭川

●青年部会女性部会定時総会・合同懇談会

開催日 6月8日(月) 18:00~
場 所 アートホテル旭川

●女性部会全道大会<旭川大会>

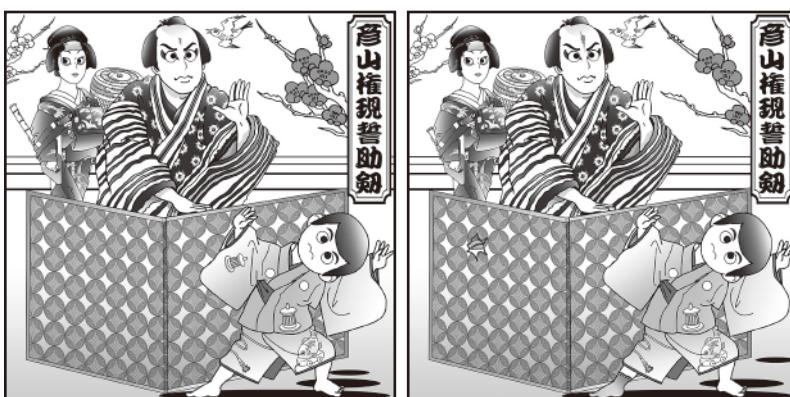
旭川での開催は16年振りとなります。全道30法人会の女性部会員が一堂に会する全道大会に皆様のご協力をお願い申しあげます。

開催日 10月23日(金)
場 所 アートホテル旭川

●研修会皆勤賞、会員増強表彰について

令和元年度より研修事業の活性化と組織強化を目的として研修会皆勤賞、会員増強表彰を設定しております。当会通常総会において記念品を添えて表彰させていただきますとともに次年度以降も継続して参りますのでご協力願います。

ERROR探し



左の2枚の絵を見比べ、7ヶ所の違った部分を探して下さい。どちらかの絵に○印をつけ、ハガキに貼り応募して下さい。住所、企業名、氏名、電話番号を記入のうえ、4月30日(木)(必着)まで〒070-0043 旭川市常盤通1丁目道北経済センタービル1階
(公社)旭川東法人会事務局宛

料金不足、封書の方は失格です。法人会オリジナル正解者から30名様に図書カードをプレゼントいたします。

■作者紹介…神谷一郎(かみや・いちろう)
イラストレーター、デジタルイメージ会員、日本出版美術家連盟会員など。専修大法学部卒後、漫画プロダクションを経て漫画家に。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・WEB等で活躍中。第35回集英社 YJ新人賞、第51回講談社漫画賞などを受賞。第4回デジタルアートコンテスト佳作。著作に「マニアックサイバー」(グラフィック社刊)。

安全な美味しい農産物を、安心な流通を通じ食卓へ



—営業品目—

精白米各種・業務用米
道産大豆・小豆・金時
輸入大豆・雑穀各種

☎ 0120-47-0071 精白米各種ご自宅まで配達いたします。

旭川市流通団地2条4丁目31-1 雑穀部(0166-48-0081) 米穀部(0166-47-0071)

お店や会社の広告を封入しませんか?

- ★封入手数料……会員 10,000円(税込)・非会員 30,000円(税込)
- ★配布先……… (公社)旭川東・中法人会会員企業約2,100社(親会所属会員のみ)
- ★チラシサイズ…A4 サイズ以内(印刷済のものを持ち込んでいただきます)
- ★発送時期………3月・7月・10月・12月などを予定

● 発送までの流れ ●

1. 事前にお申込いただき、封入チラシの内容等を確認させていただきます。
2. 発送予定日の1週間前までに印刷済のチラシを法人会事務局までお届け願います。
3. 封入の上、全会員企業宛に発送いたします。
4. 封入手数料をご請求いたします。

- ・発送時期は1年を通してございますが、その都度異なりますので法人会事務局までお問い合わせ下さい。
- ・チラシは原則1枚ものといたしますが、パンフレット等の場合はお問い合わせ願います。(但し追加料金をいただく場合がございます)
- ・封入希望多数の場合は、先着順により1回につき5社までとします。
- ・一部の地域のみの発送はお受け出来ません。
- ・チラシの掲載内容について、次のような記載がある場合は封入をお断りいたす場合がございます。
 - *誹謗中傷
 - *公序良俗に反するもの
 - *法律上取引が禁止されているもの
 - *その他、封入が適当でないと判断されるもの

お問い合わせ

(公社)旭川東・中法人会
〒070-0043
旭川市常盤通1丁目
旭川商工会議所1階
TEL (0166)29-3330
FAX (0166)29-3322

当会ではA4版封筒にて年4～5回程度、広報誌や研修会の案内などを会員へ発送しておりますが、現在、サービス事業として、会員企業(非会員企業も可)の皆様のチラシなどを封入するサービスをおこなっております。難しい手続きはございませんので、是非ご利用いただきますようご案内申し上げます。

企業・お店のPRに!

法人会クーポン『掲載企業募集中』

掲載に関する内容

会員企業はもとより一般企業(一部制限あり)の方も掲載いただけます。

登録料・手数料は一切かかりません。

- 配 布 先／(公社)旭川東・中法人会会員企業約2,100社
- 年間発送予定／3月／7月／10月／12月

★当会ホームページに詳細・申込用紙などを掲載しておりますので、是非ご覧ください。
(HP <http://ash-ho.or.jp>)

掲載費など一切無料!

表面
会社・店舗名
割引内容・注意事項など
裏面
住所・TEL
地図・会社PRなど

※右記のクーポンチラシ一覧は、A4サイズで配布しております。



宣伝効果間違いなし!



行動する法人会

令和2年度税制改正に関する提言

全法連では、令和2年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

自民党

予算・税制等に関する政策懇談会(税務・中小企業)《10月31日》

財政・金融・証券
関係団体委員長 村井 英樹 氏 他



公明党

税制改正要望等ヒアリング 《11月5日》

財政金融部会長代理 熊野 正士 氏 他



総務省

《11月14日》

自治税務局長 開出 英之 氏



左から 田中税制副委員長、開出自治税務局長
飯野税制委員長、松崎専務理事

この他に中小企業庁などに対して提言活動を行いました（役職等は当時のものです）

法人会では毎年税制改正について、政府・政党・関係省庁等に対して建設的な意見を提言しています。本年も10月3日に開催された全国大会において「令和2年度税制改正に関する提言」が決議され、旭川中・東法人会でも地元選出の国会議員をはじめ市長・市議会に対して提言活動を行いました。

共同会派

財務金融合同部会ヒアリング 《11月20日》

末松 義規 氏 古川 元久 氏 他

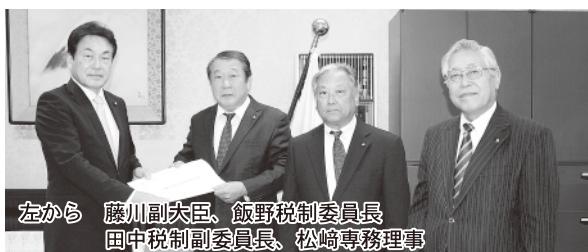


共同会派：立憲民主党、国民民主党、社会保障を立て直す
国民会議、社会民主党で構成する会派

財務省

《10月17日》

財務副大臣 藤川 政人 氏



左から 藤川副大臣、飯野税制委員長
田中税制副委員長、松崎専務理事

国税庁

表敬訪問 《12月18日》

長 官 星野 次彦 氏

次 長 田島 淳志 氏

課税部長 重藤 哲郎 氏



右手前から 重藤課税部長、星野国税庁長官、田島次長
左奥から 田中税制副委員長、小林会長、松崎専務理事

変化

(株)ダイゼン
管理統括部課長

小野寺 賢 仁



この度、法人会だよりのメッセージの依頼を受け、まず何をタイトルに書こうか考えた時、昨年は憲政史上初めてとなる天皇陛下退位にともなう「改元」、平成から令和に変わり、時代の大きな変化がありました。そこで私の中での変化について書いてみようと決めました。

私がダイゼンに入社して今年で20年目を迎えます。入社当時は現場（店舗）で接客の基本、レジ業務、発注業務、品出し業務等上司から言葉で教わり体で覚え経験を積み上げ店長になり、忙しくも充実した日々を過ごした事を思い出します。その後、新店舗立上げの店長も任せられ、商品部でバイヤーとしての経験もし、3年前から今の管理統括部にて物流・総務・人事と幅広く業務を経験させてもらい、職務上での変化に日々精進しております。

また、社内の作業効率化では物流システム改革、自動発注システム導入、セミセルフレジ全店導入、キャッシュレス導入、フリー予定管理ソフトGoogleカレンダーを利用して従業員のスケジュール共有化、WEB給与明細システムの導入、福利厚生の面では、リフレッシュ休暇制度（5連休）の導入、優秀社員褒章ダイゼンアワードの実施、中小機構の支援を受けての人事制度改革、教育面では本部・店舗へiPadを導入しクラウド型マニュアル作成ツールTeachmeBizによる教育、アメリカ研修、国内研修など変化に対応するためソフト・ハード面の両面の改革をしています。

私生活の変化では7年前に独身生活に終止符を打ち、4年前には長男が生まれ、悠々自適な生活から守るべき家族が出来ました。今後も公私ともに様々な変化に対応していくかなければなりませんが、会社、家族、私自身にとってプラスになるよう考え方行動していきたいと思います。

女性部会全道大会開催に寄せて

(株)ササキ工芸

取締役

佐々木 ひとみ



本年10月23日に第21回北海道法人会女性部会全道大会を両女性部会で旭川にて開催することになりました。旭川にて主管させていただくのは第5回大会（平成16年10月開催）以来、16年ぶりとなります。オリンピック・パラリンピックが日本で行われる年に開催できることにも感慨深いものがございます。

私といたしましては、女性部会長の立場で迎えられることは大変光栄なことではございますが、日に日に責務の重大さを感じているところでございます。今後は両女性部会幹部・役員をはじめとして、会員の皆様にご協力をいただき、一致団結し全道女性部会の活性化と絆を深めるべく、おもてなしと笑顔で、旭川市および近郊の町をアピールできる大会を主管して参りたいと存じます。

特に全国的に実施されております「税に関する絵はがきコンクール」は、女性部会の最重要事業と位置づけられており、全道大会を契機に、益々各地の取り組みが活発になりますことを願っております。また、大雪山の麓を管内とする当地の魅力を最大限に活かし、参加者の皆様の記憶に残る大会を目指して準備に万全を尽くして参りたいと思います。

つきましては、経験豊富な親会の皆様、元気いっぱいの青年部会の方々のお力添えを切にお願い申しあげます。また、事務局の方々には今まで以上にお世話になりますがよろしくお願ひいたします。

心温まる大会になるよう微力ではございますが精いっぱい頑張りたいと思いますので、会員皆様のご協力を重ねてお願い申しあげます。

経営者のための法律相談



皆川 岳大

Profile

永山南中学校、旭川東高校、北海道大学法学部卒業。地元企業の顧問弁護士業務と医療機関の経営コンサルタント業務のほか、借金問題等の消費者問題にも取り組んでいます。好きなアーティストは長渕剛、吉川晃司。趣味は、居酒屋めぐりとワイン。



私は会社を経営していますが、今まで株主は私一人でした。しかし、この度増資をした関係で、株主が複数になりました。今まで私しか株主がいなかったため株主総会を開催していなかったのですが、今後はどうしたらよいですか。また、株主総会がどのようなものか分からぬので教えてください。
(飲食店等経営会社・代表取締役46歳)。



今回は株主総会についてご説明します。

1 株主総会とは

株主総会は、株主を構成員として、会社の基本的事項についての意思決定を行う機関です。簡単にいうと、株主が一同に会してある議案に対して賛否の意思表示をする場になります。取締役会や監査役、監査役会は必要に応じて設置される機関であるのに対し、株主総会は会社であれば必要不可欠な機関です。

したがって、相談者の会社においても次の例外を除いて株主総会を開催する必要があります。

例外① 株主が1人しかいない一人会社では、1人の株主が出席すれば株主総会は成立するため、総会の開催は不要と考えられています。

例外② 議決権行使することができる株主全員が取締役又は株主の提案に書面等により同意の意思表示をしたときには、その提案を可決した株主総会があったとみなして、総会の開催自体を省略することができます（会社法319条1項）。

以下では、株主総会の概要を説明します。

2 株主総会の種類

株主総会には、毎事業年度の終了後一定の時期に招集される定時株主総会と、必要に応じて招集される臨時株主総会があります。

3 株主総会の招集

株主総会の招集は、株主に対して招集通知を原則総会日前に発する方法により行わなければなりません。これは、株主に出席の機会と準備の期間を与えるためです。招集通知の発送時期ですが、公開会社（株式の一部又は全部に譲渡制限がない会社）では株主総会日の2週間前までとされています。これに対し、非公開会社（全ての株式が譲渡制限株式である会社）では原則1週間前までとされており、取締役会が設置されていない会社においては定款で更に短縮することが可能です。

もっとも、非公開会社であっても、書面投票や電子投票を認める場合には公開会社と同様に2週間前までに招集通知を発送することが必要なので注意が必要です（299条1項）。

また、取締役会が設置されている会社である場合、取締役会が設置されていない会社であっても書面投票・電子投票を認めた場合には、招集通知は書面で行う必要があります（299条2項）。

4 決議方法

各議案に対する表決は、定款での定めがない限り、投票・挙手・起立等の適宜の方法で多数決により行われます。なお、原則として1株につき議決権が1つ与えられ（1株1議決権の原則）、この議決権数を基準として決議の成否が判断されます。

決議は、決議事項の重要度により普通決議、特別決議、特殊決議に分かれ、それぞれ決議に必要な議決権数が異なります。例えば、取締役等の報酬の決定では普通決議が要求され、出席株主の議決権の過半数が必要となります。また、事業譲渡の決議では特別決議が要求され、出席株主の議決権の3分の2以上が必要となります。

5 さいごに

以上の説明は原則的な株主総会に関するものです。会社法では、会社の構成に応じた規定がなされており、多くの例外規定も存在していることから、どのように株主総会を開催すれば適法なのかが分かりにくくなっています。なお、株主総会を開催しなかった場合には100万円以下の過料に処される可能性がありますし、場合によっては後々株主から訴訟提起されるおそれもあります。

したがって、不明な点がある場合には、専門家である弁護士・司法書士等に相談の上、適法に株主総会を開催することをお勧めします。

今年は



子年

子年経営者「隨感隨筆」

6回目の年男を迎えて 会社の歴史は人生そのもの

西山坂田電気株式会社

代表取締役会長 西山 陽一氏
(昭和23年生まれ)



私は昭和23年1月27日に東川町で生まれました。父は戦後まもなく「西山電気商会」を立ち上げ、ラジオの組み立てや修理などの商売を始めていました。その後、電気工事の仕事を社業の中心にし、創業の地を離れ旭川市に移転しますが、これに併せて、私も10歳で旭川へ移住しました。

移住した先は都会でもあり、転校先の同級生からは「田舎者」と馬鹿にされたことを覚えています。正義感の強い性格だったこともあります。いわれなき理由でいじめられている同級生をかばったり、ケンカの仲裁に入ったりしたことで、逆にいじめの対象になったりもしました。そんな逆境も、私は持ち前の明るさと「キープスマイル」で乗り越えてきました。このような正義感の強さや明るい性格などの性質は、人間として不可欠な要素だと思っていますが、これらを培ったのは両親の教育のたまものだと思います。この点は今でも感謝しています。

私が電気工事技術者を目指したのは若干14歳、中学2年の春頃だったように思います。そ

れは父の商売を近くで見てきたせいで、子供心に電気工事はおもしろいと感じたのでしょう。個人創業した西山電気商会を、有限会社西山電気工業、さらに西山電気株式会社へと発展拡大させていく父の姿を、とても頼もしく思っていました。

中学卒業後は旭川工業高等学校定時制電気科に入学し、昼は父の会社で現場作業に従事し、夜は眠い目をこすりながら勉強をしていました。部活動は父の勧めで柔道部に所属し、在学中に講道館2段位を、さらに社会人になってから3段位を取得しました。父は戦時中の軍事教練で柔道を習い、その素晴らしさに惹かれ私を柔道の道へ誘ったようです。とても充実した楽しい日々だったことを昨日のように思い出されます。

卒業後はなおいっそう仕事に打ち込みました。他社に先駆けて導入した穴掘建柱車や高所作業車などを駆使し、管内から道内各地へ、さらに冬期には季節応援で関東・関西方面へと仕事の場を拡げていきました。昭和47年に開催さ



西山坂田電気株式会社

代表取締役社長 西 山 仁

〒078-8242 旭川市豊岡 12条2丁目3番21号 電話(0166)32-7122番 FAX(0166)32-7166番
支店／札幌市東区北 39条東2丁目2-16 電話(011)742-6280番 FAX(011)742-6281番

れた札幌オリンピックの際には、関連工事を受注し、会場の真駒内公園に建てた国旗掲揚ポールは現在もその姿をとどめています。

このように、社業はまさに順風満帆という状況でしたが、創業40年を目前にした昭和59年、父は58歳で急逝してしまいます。あまりにも若すぎる死でした。

平成3年、私は代表取締役に就任しました。父の思いを受け継ぎ、社業をさらに発展させるために尽力してきました。電気工事の機材と技術力を活かし、防球ネット工事へと異業種参入しました。道内一円のグラウンド、野球場、ゴルフ練習場などを施工するため走り回りました。

平成11年には坂田電設工業株式会社との企業合同により、西山坂田電気株式会社と改め、人員の増強を図りました。

平成25年、太陽光発電事業に参入。雪の反射により発電量がアップする両面発電パネルを採用した、旭川北都ソーラー発電所（1,250kW）、旭川倉沼ソーラー発電所（250kW）の2箇所が

発電を開始しました。

そして、令和2年10月、当社は創業75周年を迎えようとしています。私は72歳になりました。同じように歳を重ねた会社の歴史は、私の人生そのものと言えるでしょう。

父の思いを受け継ぎ、「明るく元気な電気屋さん」として、「地域に必要とされ、愛される企業であり続ける」ことを目標に、これからも努力してまいります。

旭川東・中法人会会員の皆様の一層のご活躍とご健勝をお祈り致します。



旭川北都ソーラー発電所

法人会アンケート調査システムにご登録ください！

登録方法は大変簡単です
当会ホームページをご覧下さい
当会ホームページ：<http://ash-ho.or.jp>
または旭川法人会で検索



をクリックして下さい

アンケートは3カ月に1～2回程度配信される予定です
(大変簡単なものです)

法人会アンケート調査システムは平成22年に創設され、親会・青年部会・女性部会が一体となって会員企業の皆様のご登録を積極的に推進いたしております。全国約80万社の会員企業を擁する法人会が実施するアンケート調査に関しましては、行政やマスコミ等をはじめ多方面から極めて高い評価と期待をいただいているとともに、法人会のパブリシティ向上にもつながっております。

つきましては、当アンケートシステムに会員の皆様のご登録ご賛同を賜りますようお願い申しあげます。

広葉樹合板 株式会社
KOYOJU PLYWOOD CORPORATION

代表取締役 山口 裕也

〒071-8112 旭川市東鷹栖東2条2丁目137番372 TEL(0166)57-1717 FAX(0166)57-1702
URL <http://www.koyoju.co.jp>

健康問題

あなたの口、臭くないですか? ～歯からくる口臭について～

オーエツメイ
院長 吳 悅明



● はじめに

最近、世間では何かと「～ハラスメント」と言われる時代。そのなかの一つが、スマルハラスメント。よくスマハラと言われているものです。「スマル＝臭い」という意味ですから、スマハラとは「臭いハラスメント」ということになります。スマハラの原因となる「臭い」には体臭、香水、柔軟剤などのにおい、そして口臭があります。しかしこの口臭も自覚があればいいですが、ほとんどが自覚はありません。だけど気になる口臭。今回は、口臭とお口の中の病気についてお話していきたいと思います。

● 口臭の種類

口臭と言っても、種類があります。大きく分けて生理的口臭と病的口臭です。

生理的口臭

生理的口臭とは起床時や空腹時、月経時などに起こる口臭で誰にでもある口臭です。人の体は唾液の殺菌作用や自浄作用によってお口の中が維持されています。しかし、その唾液が少なくなると殺菌作用や自浄作用が低下するため口臭の原因となるわけです。唾液が少なくなる原因として加齢やストレス、緊張などがあります。

病的口臭

病的口臭には全身由来と口腔由来があります。全身由来の口臭の原因として、糖尿病、肝疾患、腎疾患、消化器疾患、耳鼻咽喉系疾患、呼吸器系疾患などがあります。蓄膿症や胃もたれなどで口臭がすることがあります、原因を取り除けば口臭はおさまります。口腔由来の口臭については舌苔、歯周病、う蝕、口腔粘膜の疾患、義歯の清掃不良などがあげられます。

このように口臭はいくつに分けられますが、その原因のほとんどは「口の中」にあります。

特に歯周病やう蝕（虫歯）による口臭は、口の中のタンパク質が細菌により分解され臭いを放つたり、食べかすを細菌が分解して腐敗臭を放つためとても「臭い」が強いです。そこで、口臭の最大の原因とも言うべき歯周病とう蝕について解説していきたいと思います。

歯周病

国民の8割がかかっている「国民病」とも言われる歯周病。しかし、ほとんどの方は歯周病になっている自覚もなく、歯周病がどんな病気なのかもよく知らないのが現状です。歯周病とは、歯を支えている歯周組織（骨）が炎症により溶けてなくなっていく病気です。原因は、バイオフィルムと言われる、細菌が作り出す汚れの膜のようなものです。イメージでいうと配管のぬめり気に似ています。このバイオフィルムが歯の周りに付着します。そうすると、バイオフィルムと接している歯肉に炎症が起きます。この時点でバイオフィルムが取り除かれれば炎症がすぐに収まり何事もなく過ごすことができますが、バイオフィルムが残ったままだと炎症が悪化し少しづつ骨が溶けていき、最終的に歯が抜けてしまいます。しかも自覚症状に乏しく、気付いた時にはかなり進行していることが多く、一度骨が溶けると二度と回復しないため進行すればするほど歯を喪失する可能性が高くなります。歯周病の分かりやすい症状として、歯茎からの出血、歯茎の腫れ、歯の動搖、そして強烈な口臭があります。出血や腫れ、動搖は自覚しやすいため歯周病に気付きやすいかもしれません。しかし、最も分かりやすいはずの口臭ですが自覚することが困難なうえ、周りの人もデリケートな部分のため指摘しづらい側面があります。そうするといつまいか強烈な口臭を放つスマハラ当事者になってしまいます。

歯周病予防と治療法

歯周病の最大の予防法は歯磨きです。歯周病の原因であるバイオフィルムは歯ブラシや歯間ブラ

シなどを用いて機械的にこすりとらない限り取り除くことはできません。洗口剤などのうがいなどでは予防することはできません。しかし、歯磨きでバイオフィルムを取り除くためにはそれなりにコツがいるので一度、歯科医院で歯科衛生士から歯磨きの指導を受けてみるといいでしょう。歯周病になってしまった場合は早期に治療が必要となります。歯周病治療の本質はバイオフィルムの除去にありますので歯磨きを徹底しながら、バイオフィルムが付着しやすい歯石を取り除いたり、不適合な修復物を治したりします。重度の歯周病の場合はさらに歯茎の手術をおこなうこともあります。そして病状が安定した後は定期的なクリーニングメンテナンスを行うことにより歯周病の再発を予防していきます。

う蝕

う蝕（虫歯）は歯の様々な箇所に発生します。歯の表面に発生するもの、歯と歯の間から発生するもの、歯の溝から発生するもの、銀歯や詰め物の隙間から発生するものなど様々な箇所から発生します。口臭の原因となるのは銀歯や詰め物の隙間から発生する虫歯です。虫歯で歯の上部が失われると、銀歯や詰め物を被せますが、この銀歯や詰め物と歯の間には細菌が自由に入り出しきるだけの大きな隙間があり、内部に虫歯が発生しやすくなります。また銀歯や詰め物を入れている歯は神経を取り除く治療を行っていることが多く痛みを感じることなく虫歯が進行していき、自覚のないまま内部で壊滅的に進行し腐敗臭を漂わせていくことになります。また、内部に虫歯が発生することにより神経を取り除いた根の中にまで細菌が侵入し、根の病気になることがあります。歯茎が腫れたり、歯茎にできものが出来たり、歯が浮いたような症状がある場合は根の病気になっている可能性があり、この状況になると相当強い腐敗臭がしてきます。その他に、放置されたままの虫歯も口臭の原因になります。発生当初の虫歯は痛みはなく、進行とともに歯髄（神経）に近づくにつれ痛みが出てきます。虫歯が歯髄に到達し感染を起こした時が痛みのピークとなり、そのまま放置すると歯髄が壊死し痛みは消失していきます。痛みを感じた時に治療ができればいいのですが、痛みが消えたことにより治ったと勘違いし放置してしまうと歯はどんどん腐っていき、強烈な臭いを放ちます。

う蝕（虫歯）予防と治療法

う蝕の予防方法としてはやはり歯磨きが重要です。歯周病にも関連するバイオフィルム内の細菌によりう蝕は発生するので、歯磨きでバイオフィルムを綺麗に取り除くことが最大の予防法となります。また、歯の表面を強化する役割としてフッ素も有効です。最近では市販されている歯磨き粉にもフッ素が含まれているものも多いので積極的に使ってみるといいでしょう。う蝕の治療法ですが、口臭の原因となる銀歯や詰め物の隙間から発生する虫歯は、銀歯や詰め物を外して丁寧に虫歯を取り除き、再度型取りを行い隙間の少ない被せ物に入れ直すしかありません。過去に神経を取り除いたことのある歯の銀歯や詰め物を外した時にう蝕の程度が大きい場合は、症状がなくても根管治療（根の治療）からやり直すことをおすすめします。症状はなくても細菌が歯周組織（骨）の中まで侵入している可能性があるため、きれいに消毒治療を行います。放置されていたう蝕の治療は様々な治療法があります。しかし、長年放置されている場合は抜歯に至るケースも珍しくありません。抜歯になってしまった場合はブリッジやインプラント、入れ歯を入れるなどの方法があります。状況により様々な選択肢があるのでかかりつけの歯科医院でよく相談されるといいでしょう。

最後に

口臭の最大の原因である歯周病とう蝕についてお話をさせていただきました。以前、洋服を買いに行った時のことですがとても素敵なお店で気に入った洋服も見つかったのですが、その対応をしてくれた店員の方の口臭がとてもひどく耐えかねてそそくさと会計を済ませて店を後にした経験があります。せっかくいい気分で買い物のはずがが半分台無しになってしまったのは残念でなりません。社会人の方ですとせっかくのビジネスチャンスが口臭によってダメになってしまうなんて勿体無い話ですよね。アメリカでは人を評価する際に口元の印象を重要視するため、多くの人が矯正治療を行い歯並びを綺麗に整えたり虫歯や歯周病にならないよう定期検診に通う方がたくさんいます。一方、日本では口元の印象を整えるということは、決して優先順位が高くなく後回しになりがちではないでしょうか。新年度が始まるこのタイミングでは非一度お口の検診を受けてみてはいかがでしょうか。

— 令和2年度税制改正の大綱が令和元年12月20日に閣議決定されたので、概要をお知らせいたします。 —

令和2年度税制改正の大綱の概要

持続的な経済成長の実現に向け、オープンイノベーションの促進及び投資や賃上げを促すための税制上の措置を講ずるとともに、連結納税制度の抜本的な見直しを行う。さらに、経済社会の構造変化を踏まえ、全てのひとり親家庭の子どもに対する公平な税制を実現するとともに、NISA（少額投資非課税）制度の見直しを行う。このほか、国際課税制度の見直しや、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応、納税環境の整備等を行う。具体的には、次のとおり税制改正を行うものとする。

個人所得課税

○NISA制度の見直し・延長

- ・みたてNISAを5年延長する。（2023年まで20年の積立期間を確保）
- ・一般NISAについては、一階で積立投資を行っている場合には二階で別枠の非課税投資を可能とする二階建ての制度に見直した上で、5年延長する。
- ・ジュニアNISAについては、延長せずに2023年末で終了する。

（年収678万円）を設ける。

- －住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある者を対象外とする。
- －子ありの寡夫の控除額を子ありの寡婦と同額にする。（所得税：27万円⇒35万円、個人住民税：26万円⇒30万円）

※法形式については検討中

○国外居住親族に係る扶養控除等の見直し

- ・所得要件（38万円未満）が国内源泉所得のみで判定されるために、国外で一定以上の所得を稼得している国外居住親族でも扶養控除の対象にされているとの指摘を踏まえ、令和5年分以後の所得税につき、留学生や障害者、送金関係書類において38万円以上の送金等が確認できる者を除く30歳以上70歳未満の成人について、扶養控除の対象にしないこととする。
（※）個人住民税についても同様とする。

○私的年金等に関する公平な税制のあり方

- ・私的年金等について、以下の見直し等が行われた後も、現行の税制上の措置を適用する。
 - －DC（企業型・個人型）等の加入可能要件の見直しと受給開始時期等の選択肢の拡大
 - －中小企業向け制度（簡易型DC・iDeCoプラス）の対象範囲の拡大
 - －企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和
 - －ポータビリティの改善等

○森林環境譲与税の見直し

- ・令和2年度から令和6年度までの森林環境譲与税について、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用することとし、各年度の譲与額を見直す等の措置を講ずる。

○低未利用地の活用促進

- ・保有期間5年超、上物を含めて譲渡価格500万円以下等の要件を満たす低未利用地の譲渡所得に100万円の特別控除を創設する。

○国立大学法人等に対する個人寄附の促進

- ・国立大学法人等への個人寄附について、その寄附収入がイノベティブな研究に挑戦する若手研究者への研究費助成事業等に充てられる場合には、税額控除を選択できることとする。

○未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直し

- ・未婚のひとり親に寡婦（夫）控除を適用する。
- ・寡婦（夫）控除について、
 - －寡婦に寡夫と同等の所得制限（所得500万円

- ・調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課すことができる

資産課税

○所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応

- ・土地又は家屋の登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者（相続人等）に対し、市町村の条例で定めるところにより、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとする。

法人課税

○オープンイノベーションに係る措置

- ・事業会社から一定のベンチャー企業に対する出資について、その25%相当額の所得控除ができる措置を創設する。その際、一定期間（5年）内に、出資した株式を売却等した場合には、対応する部分の金額を益金に算入する仕組みとする。

○投資や賃上げを促す措置

- ・収益が拡大しているにもかかわらず賃上げにも投資にも消極的な大企業に対する研究開発税制などの租税特別措置の適用を停止する措置の設備投資要件について、国内設備投資額が当期の減価償却費総額の3割超（現行：1割超）とする。
- ・大企業に対する賃上げ及び投資の促進に係る税制の設備投資要件について、国内設備投資額が当期の減価償却費総額の95%以上（現行：90%以上）とする。

○5G導入促進税制

- ・超高速・大容量通信を実現する全国5G基地局の前倒し整備及びローカル5Gの整備に係る一定の投資について、税額控除（15%）又は特別償却（30%）ができる措置を創設する。

○連結納税制度の見直し

- ・連結納税制度について、企業グループ全体を

一つの納税単位とする現行制度に代えて、企業グループ内の各法人を納税単位としつつ、損益通算等の調整を行う仕組みとする。（グループ通算制度への移行）

- ・地方税においては、現行の基本的な枠組みを維持しつつ、国税の見直しに併せて所要の措置を講ずる。

○地方拠点強化税制の見直し

- ・地方拠点強化税制における雇用促進に係る措置について、移転型事業の上乗せ措置における雇用者1人当たりの税額控除額を3年間で最大120万円（現行：90万円）に拡充する。

○地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の見直し

- ・地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について、手続の抜本的な簡素化・迅速化を図るほか、税額控除割合を現行の3割から6割に引き上げる。

○電気供給業に係る法人事業税の課税方式の見直し

- ・電気供給業のうち、発電事業及び小売電気事業に係る法人事業税について、資本金1億円超の普通法人にあっては収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額によって、資本金1億円以下の普通法人等にあっては収入割額及び所得割額の合算額によって、それぞれ課することとし、標準税率等の見直しを行う。

消費課税

○たばこ税（国・地方）の見直し

- ・紙巻たばこに類似したリトルシガーのような軽量な葉巻たばこについて、紙巻たばこと同等の税負担となるよう、最低税率を設定する。
- ・たばこ税率の引上げスケジュールにあわせて、一定の経過措置を講じ、最低税率を2段階（令和2年10月・令和3年10月）で引き上げる。

○消費税の申告期限の延長

- ・法人税の申告期限の延長の特例の適用を受ける法人について、消費税の申告期限を1月延長する特例を創設する。

○日本酒の輸出拡大に向けた取組み

- ・日本酒輸出用の製造免許（最低製造数量要件の適用除外）を新たに設ける。

国際課税

○国際的な租税回避・脱税への対応

- ・子会社配当の非課税措置と子会社株式の譲渡を組み合わせた税務上の譲渡損失を創出する

租税回避に対し、配当益金不算入制度の適用を受けて非課税とされる金額を子会社株式の帳簿価額から引き下げる等の見直しを行う。

納税環境整備

○電子帳簿保存制度の見直し

- ・電子的に受け取った請求書等をデータのまま保存する場合の要件について、ユーザーが自由にデータを改変できないシステム等を利用している場合には、タイムスタンプの付与を不要とするなど、選択肢を拡大する。

○地方税共通納税システムの対象税目の拡大

- ・新たに個人住民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割を対象とし、金融機関等の特別徴収義務者が電子で申告及び納入を行うことを可能とする。

○国外財産調書制度等の見直し

- ・国外財産調書制度について、税務調査において納税者が必要な資料を提示・提出しない場合は加算税を加重することとする。
- ・国外で行われた取引等について、納税者が必要な資料を提示・提出せず、税務当局が外国税務当局に対して情報交換要請を行った場合

合、除斥期間にかかるまで、当該要請から3年間は更正・決定できることとする。

○利子税・還付加算金等の割合の引き下げ

- ・市中金利の実勢を踏まえ、利子税・還付加算金等の割合を引き下げる。
(現行：貸出約定平均金利+1% → 見直し：貸出約定平均金利+0.5%)

関 稅

○暫定税率等の適用期限の延長等

- ・令和元年度末に適用期限の到来する暫定税率(416品目)の適用期限を1年延長する等の措置を講ずる。

○国際コンテナ戦略港湾政策に係るとん税及び特別とん税の特例措置の創設

- ・欧州・北米航路に就航するコンテナ貨物定期船が国際戦略港湾に入港する際のとん税及び特別とん税の一時納付の税率について、当分の間、引き下げる。

—— 詳しくは、財務省ホームページをご覧ください。⇒財務省ホームページ(<http://www.mof.nta.go.jp/>)——

国税専門官 募集!

札幌国税局では、国税局や税務署において、税のスペシャリストとして活躍する国税専門官を募集しています。
2020年度の採用試験の概要は、次のとおりです。

①受験資格

- (1)平成2年4月2日から平成11年4月1日生まれの者
- (2)平成11年4月2日以降生まれの者で大学を卒業する見込みの者など別に定める者

②申込受付期間

申込みはインターネットにより行ってください。
3月27日(金)9:00～4月8日(水)(受信有効)
申込専用アドレス
<http://www.jinji-shiken.go.jp/jukken.html>

ご不明な点は、札幌国税局人事第2課採用担当
(TEL011-231-5011内線2315)
または旭川東税務署(TEL0166-23-6291)
旭川中税務署(TEL0166-90-1451)
にお尋ねください

③第1次試験

【基礎能力試験、専門試験(多肢選択式及び記述式)】
6月7日(日)

④第1次試験合格者発表日

6月30日(火) 9:00

⑤第2次試験 【人物試験及び身体検査】

7月8日(水)～7月17日(金)のうち
指定する日

⑥最終合格者発表日

8月18日(火)

創業昭和27年 木材と共に進化する企業



代表取締役 野村 幸生

〒070-8003 旭川市神楽3条2丁目2番9号
TEL 0166-61-3611 FAX 0166-61-3615

令和元年度 中学生の「税について」の作文

一般財団法人 日本税務協会会長賞

「地元が好きだと言えるとき」

東川町立東川中学校3年

榎 原 路



私は、自分の住む町が好きだ。私が東川町に引越してきて一年半がたった。引越してきたばかりの頃は、新しい町での生活に少し不安を抱いていた。しかし、東川町はすぐに、毎日安心して暮らせて魅力的な、私の大切な場所となつた。

東川町の良いところはたくさんあるが、個人的に魅力を感じるところを三つ紹介する。

一つ目は、水がおいしいところだ。東川町は上水道がない町で、地下水を生活用水として使っている。地下水は、大雪山に蓄えられた雪解け水が長い年月をかけて東川町に運ばれてきたものだ。そのおいしい水でつくった野菜やお米、豆腐ももちろんおいしい。

二つ目は、「せんとぴゅあⅠ・Ⅱ」という複合交流施設があるところだ。せんとぴゅあⅡは昨年七月にオープンし、図書スペースを中心とした、東川の文化と情報を発信する施設である。冷房が効いていて夏でも涼しく、フリー WiFiもあるのでお気に入りの場所だ。また、学習室があり、そこでは他の利用者の人が黙々と勉強しているため、嫌でも勉強しようという気になる。受験生にはとてもありがたい環境で、私もこれから利用する機会が多くなると思う。

三つ目は、国際交流が盛んなところだ。「東川町立東川日本語学校」が公立の日本語学校と

しては全国で初めて設置されている。そのため日本語学校に通う多くの留学生が東川町に住んでいる。帰宅している時に見かけたり、コンビニやスーパーのアルバイトで接客してもらったりすることが多い。また、中学校の授業で交流する機会もある。外国人の方々と同じ町に暮らすことによって、外国の方と接する抵抗感がなくなったし、文化交流は興味深く、おもしろい。

改めて考えると、私が東川町に感じる三つの魅力は、税金によって支えられていることがわかる。おいしい水は「生活飲用水管理事業」、せんとぴゅあⅠ・Ⅱは「せんとぴゅあ文化振興事業」、日本語学校など国際交流には「国際観光誘致事業」・「外国人留学生支援事業」として税金が使われている。また、私が毎日安心して暮らせるのは、キレイな街並みが維持されていたり、子どもの医療費が全額助成されていたりしているからである。

このように、税金は、私達が安心してより豊かな生活を送ることができるよう、ありとあらゆる場所で使われている。

「自分の住む町が好きだ」

そう言える人の輪が広がっていった時、税金は人々にとってかけがえのないものになっているはずだ。

お客様を大切に…ふれあいステーション ネットトヨタたいせつ株式会社

本社／〒079-8550 旭川市永山3条12丁目1-7 TEL.0166-47-3355・FAX.0166-47-5807

旭川店／旭川市永山3条12丁目1-7 ☎0166-47-3355

神居店／旭川市神居8条1丁目1-29 ☎0166-62-6560

豊岡店／旭川市豊岡4条7丁目2-5 ☎0166-34-5080

末広店／旭川市東麻栖4線10号1-1 ☎0166-58-7110

稚内店／稚内市潮見4丁目5-33 ☎0162-34-4343

名寄店／名寄市徳田240-8 ☎01654-2-5881

U-Car

キャンパス39/

旭川市永山2条12丁目46-3 ☎0166-49-7666

ゼウス神居店/

旭川市神居8条1丁目1-32 ☎0166-69-2433

ネットトヨタたいせつ

公式LINE

LINE登録をお願いします



働き方改革で求められること

特定社会保険労務士 藤本紀美香



① 本質が伝わっていない働き方改革

今、『働き方改革』に関する文言を目にしない日は無いと言つていいくほど、日本の経済・労働環境はめまぐるしく変化している。

変化を迫られているといった方が良いかも知れない。基本体力のある、いわゆる「大企業」においては、新システムを導入する資本力もあれば、取り敢えず、各人に有給休暇を取得させるだけの人員も揃っているところもあるだろうが、中小企業においては、「全くの手つかず」といった企業も多いのではないだろうか。

「変化を迫られている」との表現を用いたのには理由がある。

規模を問わず「全くの手つかず」の企業にとつては、

文字通り「迫られている」わけだが、「新システムを導入する」とか、「取り敢えず有給休暇を取得させる」だけでは、本来の『働き方改革』は実現できないと考えるからである。

ご承知の通り、「働き方改革」に関する議論は、数年前からすでに行われてき

てしまっていることと、各種、法律改正への対応に追われてしまっていることと、追われ、今なお本質が伝わっていないからではないだろうか。

この法律は「働き方改革関連法」により改正される前の「雇用対策法」であるが、その目的条文は

「第1条 この法律は、我が少子高齢化による人口構造の変化等の経済社会情勢の変化に対応して、労働に関し、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずることにより、労働市場の機能が適切に発揮され、労働者の多様な事情に応じた雇用の安定及び職

② 「働き方改革」は「働きかせ方改革」でも「働きされ方改革」でもない

『働き方改革』と聞いて、まずイメージするのは「有給休暇の5日強制取得」や

規模を問わず「全くの手つかず」の企業にとつては、文字通り「迫られている」わけだが、「新システムを導入する」とか、「取り敢えず有給休暇を取得させる」だけでは、本来の『働き方改革』は実現できないと考えるからである。

ご承知の通り、「働き方改革」に関する議論は、数年前からすでに行われてき

てしまっていることと、各種、法律改正への対応に追われてしまっていることと、追われ、今なお本質が伝わっていないからではないだろうか。

確かに、間違つてはいない

いし、法制化された以上、

遵守すべく対応していくのが当然であるが、ここで一

度確認して頂きたいのは「労働基準法等」ではなく、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」である。

この法律は「働き方改革

関連法」により改正される

前回の「雇用対策法」である

が、その目的条文は

「第1条 この法律は、

我が少子高齢化による人

口構造の変化等の経済社会

情勢の変化に対応して、労

働に関し、その政策全般に

わたり、必要な施策を総合

的に講ずることにより、労

働市場の機能が適切に発揮

され、労働者の多様な事情

に応じた雇用の安定及び職

業生活の充実、並びに労働

生産性の向上を促進して、

労働者がその有する能力を

有効に發揮することができ

るようにして、これを通じて、

労働者の職業の安定と經

濟的社會的地位の向上を図る

とともに、經濟及び社會の

發展、並びに完全雇用の達

成に資することを目的とす

る」とある。

必要な施策を講じる（法

律を改正する）のは国であ

り、その環境を整備する（法

律を遵守する）のは事業主

の責務だが、その前に労働

者自身が「どう働きたいの

か」、その有する能力を有

効に發揮するために「何が

必要なのか」を自覚するこ

とが必要で、主役が自分で

あることが認識できないと

始まらない。

ここでは敢えて労働法規

を逸脱したいわゆるブランク企業で、劣悪な労働環境

から抜け出すことのできな

い労働者については少し視

点を外して論ずるが、組織

の立場如何によらず、ある

程度能動的に自律して働く

ている労働者にとつては、今回の改正は朗報であろう。

自分の働きたいように働く環境を、会社とともに整備できるチャンスだからだ。

会社側にとつても、法改正への実務上の対応は、負担が大きいことは否めない。

だが、これまでの実質青天井だった時間外労働の規制はやはり必要であろうし、休日を確保することも各人の生活と仕事とのバランスを保つためにも、意義はあると言えるだろう（そもそも福利厚生として各種特別休暇を設けていた会社に

とつてはことさら負担が大きいところではあるが…）。

いずれにせよ、法律は改正され、会社は実務上対応せざるを得ない。

労働時間を客観的に管理できること新システムを導入することも間違つてはいないし、取り敢えず有給休暇を取りされることも、差し当たつては必要であろう。

だが、何よりもまず『働き方改革』の主役が労働者自身であることを労使で共存することが大切である。

『働き方改革』でも、『働きかされ方改革』でもないのだから。

が見える中小企業だと、意外と改革の近道になることがある。先述の「どう働くか」と「何が必要なのか」に関わってくるポイントになるが、思いのほか簡単に導入できる制度もある。

「他の従業員がいない時間の方が仕事に専念できる」という意見があれば、交替で時差出勤を認める制度の導入を検討すればいいし、有給休暇の半日取得を導入していらない企業も、まだ見受けられる。

半日だけでも自由に使える時間があれば、仕事とのバランスも保ちやすくなるであろう。

因みに、この半日の有給休暇は労働者が希望して取得した場合には、「有給休暇の5日強制取得」に「0.

5日」でカウントすることが可能である。

あとは、事業主の意向に大きくかかわってくるが、「断る勇気を持つ」ことも必要である。

慢性的な人手不足と言われる現状で、一人一人の労働者への負担は増幅してお

り、機械化等の設備投資にも限界がある。

会社の利益があつて、初めて労働者の雇用も守られるわけだが、それがオーバーワークにつながるのであれば、本末転倒である。

能動的に考えられるように、伝え続けることが重要である。

ある労働者にとって、そ

れは「休み方改革」かもしれないし、大きさに言えば「生き方改革」になるかも

しない。

働きくということは有形無形の付加価値を生むことであり。

限られた条件の中でいかに付加価値を生むか、つまり生産性を上げるかという問題は、労働者自らが主役になつて考えないと解決することはできない。

また、事業主は生産性が上がらない責任を労働者に押し付けることがあつてはならない。

生産性が向上するような環境を整備する責任は事業主にあるからだ。

『働き方改革』で求められること、それはマインドを変えることである。

当事者として『自らの働き方に責任をもつ』というマインドに変えることが働き方改革の本質なのである。

(3) できることと、できないことを見極める

『働き方改革』といえば、

『テレワーク』と思われがちだが、まさに言葉が独り歩きしているケースで、こればかりは職種により、向き不向きがある。

全社的に作業内容を細かく棚卸し、テレワークに向く作業があれば導入すればいいし、必ずしも導入あり

きではない。

ただし、昨今の自然災害時などに備えて、ある程度視野に入れておくことは必要であろう。それよりも中堅企業の利点を生かし、全従業員の意見を聴いてみるのはどうだろう。

これが大企業となるとさすがに難しいが、全員の顔

(4) マインドを変える働き方改革が求められる

『働き方改革』とは、事業主にとつては『働きかせ方改革』ではなく、労働者にとっては『働きかされ方改革』ではない。

繰り返すが、主役は労働者であり、そのための環境を整備するのが、事業主の

責務である。労働者にこれを伝えられるのは、事業主である。

「残業をするな」「有給を取れ」との目先の指示・命令を出すだけではなく、「どう働きたいのか」「何が必要なのか」を労働者が

環境を整備する責任は事業主にあるからだ。

『働き方改革』で求められること、それはマインドを変えることである。

当事者として『自らの働き方に責任をもつ』というマインドに変えることが働き方改革の本質なのである。

怒りの感情、鎮められるのは自分自身です

産業カウンセラー 柏木 勇一

柏木勇一(かしわぎ・ゆういち)

1941年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。産業カウンセラー、家族相談士、交流分析士。

つい部下に大声をしてしまった 営業リーダー

30代後半の営業職Aさんからの相談でした。経験10年以上。顧客先へ何度も足を運び、時には接待ゴルフによって親しい関係づくりに奔走してきました。土日も出勤することが多く、家庭では妻や幼い子どもの相手はあまりできていないということです。しかし仕事への努力が実って、それなりに数字も出し、現在のチームリーダーから管理職昇進も噂されていました。相談の中心は「自分から何も努力しないで、ただ指示されただけで動いている若い後輩の態度が許せません。つい『お前とは一緒にやれない』と声高に発言してしまいました。昔から切れやすいタイプです。このまま怒りの感情を抑えられないままではまずいと思っています」という内容です。パワハラが問題化するケースです。それでもこうして相談してきたことは本人も反省していることの表れと受けとめ、怒りは人間の感情のひとつと説明し、怒ることはダメという考えは持たないように話し合いました。

怒りの感情を抑えることもストレスに

このAさんの相談について皆さんはどう思うでしょうか。仕事熱心で自分本位という解釈もできるでしょう。仕事と家庭の両立という観点からも問題があるかもしれません。

ここでは怒りの感情のメカニズムと対処について考えてみました。怒りは、たくさんある感情のひとつです。良い悪いではなく、怒りも生きるためのエネルギーに繋がっています。怒りの感情はエネルギーが強く、そのまま出すと周りの人に悪影響を与えることになります。ただし、この感情に蓋をしてしまうとストレスが強くなります。

そんな場面で「あっ、いま自分は怒っているん

だ」と気づき「分かったよ。怒っているんだ。腹が立つよ」と受けとめる“もう一人の自分”を登場させてみませんか。それだけでかなり違うはずです。感情に任せた言動はセーブされるでしょう。少し気分が落ち着いたら冷静な考え方や判断が戻ってくる可能性もあります。

「なるほど」「そういう考え方もあるか」という受けとめ方を習慣づけよう

「なるほど」「そういう考え方もあるか」という受けとめ方を習慣づけよう

アンガーマネジメントという言葉を聞いたことはあると思います。怒りのコントロールに関するたくさんの本に出てきます。そして「6秒ルール」という言葉も。これは人の怒りの感情はピークから6秒で鎮まるという理論が背景にあります。6秒の間に深呼吸や数を数えることなどがお勧めです。「あっ、いま怒っている」と気づくことで6秒が過ぎるのを待つこともできるでしょう。

怒りの対象から意識を遠ざける方法も怒りのコントロールのひとつです。例えば、上司や部下に怒りを感じた時「自分はこの人とは次元が違う」と考えることは結構効果があります。その場から離れることもいいでしょう。

対人関係を悪化させない極意を紹介します。反論したり攻撃するのではなく「それもそうだね」と相手を柔らかく受けとめることです。「なるほどなあ」「そういう考え方もあるな」などはいかがですか。自分の意見はあくまでも一つの考え方、他人の意見もまた一つの見方、ととらえ、お互いに「そういうことも言えるかな」という思いに達すれば上出来です。受けとめ方をちょっとずらすことが鍵です。ここでの結論は「怒っても状況は変わらない」ことです。Aさんとはこのような話をして別れました。暗に仕事人間からの脱却も期待して。

職場の人間関係、想いの伝え方でも変わります

産業カウンセラー 柏木 勇一

柏木勇一(かしわぎ・ゆういち)

1941年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。産業カウンセラー、家族相談士、交流分析士。

新しい上司の態度に みんなが困っています…

20代後半でメーカーの総務部門で経理全般を担当するAさんは、社歴6年の女性社員。経験も積んで業務量も多くなり、責任も増してきました。忙しくなって、ついデスク周辺の整理・整頓にも気が回らなくなりがちでした。

5か月前に課長が交代しました。同じ総務部内の昇進で、過去に経理担当の経験があります。事あるごとにイライラするタイプで、細かな注文に課員の多くが困っていました。ある日Aさんが、処理しなければいけない案件が溜まり、パソコンに向かっていた時、「ちょっとAさん、こっちの仕事も頼むよ」と厚めに束ねられた書類を机に置きました。Aさんは数字入力に集中していたので、途中で操作をやめることができず、返事ができませんでした。ちょっとまずい、と思ったとたんに「その態度はなんだ」「返事ぐらいできないのか」と上司の怒りの言葉が出ました。課内はああまたか、という雰囲気になりました。同僚は課長が変わって欲しいと思っていたので、気まずそうな顔をしているAさんには同情的でした。

望ましい伝え方ー 自己表現3つの柱

さて、困った状況です。この場面で悪いのは誰ですか、と聞けば、一方的に怒った課長とか返事をしなかったAさん、という答えが出るかもしれません。実はこのような場面で犯人探しをしても解決には結びつきません。この困った状況に焦点を当てて打開するという視点を持つことが重要です。

このAさんのケースでの大事なことは言葉の伝え方です。3つの柱があります。①その時の気持

ちを言葉にして伝える②事実を伝える③そして提案するーの3つです。お聞きになった方もいると思います。アメリカで生まれたアサーティブな自己表現です。

例えば今回の事例での①は課長の態度に対して「仕事を片づけなければと焦っていました」となるでしょうか。②の場合は、例えば「いま私は今日中に片づけない仕事が残っていて何とか時間内に終わりたいと集中していました」と事実を伝えることがいいでしょう。そして③の「課長が依頼する案件と、いまやっている仕事のどちらを優先した方がいいですか」と提案する流れになれば、課長の言動も変わる可能性があります。効率的に気持ちよく仕事を進めることができると、感情を言葉にして示し、事実を伝え、そして提案という自分を主語にした表現がスタートになります。

言葉と態度を一致させましょう

言葉で伝えているのに、伝わっていないように思える場面も結構あります。その一つが「態度が邪魔しているから」です。「困っているんです」と笑いながら言う。「ありがとう」とムッとしたがら言う、などがその例です。表情や姿勢が伝えたい言葉と合致していることが大事です。ぎこちない、手が落ち着きなく動いている、頭が下がっている、など癖が影響しているかもしれません。周りの人に聞いたり、鏡を見て自分で気づくことも試してみてください。Aさんと課長の最初の場面は、言葉のやりとりになっていません。感情を表に出したまま自分本位の課長に対して、Aさんにも素直さが欠けていたようです。

自分の想いの伝え方の3つの要素を示しました。その際にはできるだけ具体的に、簡潔に伝わるように自分の中で整理することも心がけてください。

新入会員です ヨロシク！

この度、当会に入会いただきました新会員の方々をご紹介いたします。 (R1.10.7～R2.3.6)

● 親 会

株イザワエンタープライズ

〒078-8215 旭川市5条通18丁目1150番地の2
代表者 井澤 悅

TEL 56-6565
FAX 56-6660

株稻毛電工舎

〒070-8017 旭川市神居7条17丁目3番1号
代表者 稲毛 隆行

TEL 74-4566
FAX 73-9693

株オフィスユー

〒070-8001 旭川市神楽1条8丁目2番23号
代表者 林 ゆかり

TEL 73-6808
FAX 73-6988

株喜多造園土木

〒071-0213 上川郡美瑛町東町1丁目1-27
代表者 内藤 光師

TEL 92-3092
FAX 92-3092

株キヨクイチ

〒079-8650 旭川市流通団地1条2丁目
代表者 角谷 靖

TEL 48-3141
FAX 47-2244

有)グリーンサポート

〒078-1744 上川郡上川町北町189番地
代表者 藤田 輝雄

TEL 01658-2-3711
FAX 01658-2-3711

(同)グロウコンサルタント

〒078-8218 旭川市8条通24丁目353-101-205号
代表者 掛川 晃

TEL 73-5707
FAX 73-6787

株K・Tエレクトロシステム

〒078-8245 旭川市豊岡15条7丁目2番24号
代表者 谷口 廣治

TEL 73-5825
FAX 73-5826

有)こばやしさんち

〒078-8356 旭川市東光16条6丁目3番8号
代表者 小林 和枝

TEL 31-6183
FAX 31-6233

株新生鐵工

〒078-0344 上川郡比布町緑町3丁目7番22号
代表者 細貝 佳宏

TEL 56-7796
FAX 56-7796

道栄工業(株)

〒079-8411 旭川市永山1条1丁目2番6号
代表者 渡辺 雄太

TEL 76-5225
FAX 76-5224

道北ミライズ(株)

〒078-8362 旭川市東光22条5丁目1番19号
代表者 安井 敏春

TEL 31-8333
FAX 31-8333

トラスト建築工房(有)

〒070-8061 旭川市高砂台4丁目6番18号
代表者 高木 敬介

TEL 69-2725
FAX 69-2726

株ハートフルヒートサービス

〒078-8261 旭川市東旭川南1条2丁目1番25号
代表者 瀧元 敦

TEL 76-6130
FAX 76-6146

(同)美瑛フロンティア

〒071-0207 上川郡美瑛町中町1丁目8-20
代表者 松田 和文

TEL 92-4550
FAX 92-4560

株北雄プランニング

〒079-8442 旭川市流通団地2条3丁目43番地
代表者 梅野 敏雄

TEL 73-7203
FAX 73-7285

有)丸誠栄光

〒078-8251 旭川市東旭川北1条1丁目1番21号
代表者 堀博勝

TEL 36-1124
FAX 76-4102

株山口建設

〒079-8442 旭川市流通団地2条5丁目14番地
代表者 澤地 政博

TEL 46-4747
FAX 46-4757

株陸都

〒078-8315 旭川市神楽岡5条4丁目1番7号
代表者 秋山 勇太

TEL 76-1022
FAX 76-1026

● 青年部会

株D.E.C

〒070-0034 旭川市4条通8丁目1703-5-2F
代表取締役 永山 敬哲

TEL 73-5422
FAX 73-5422

株サンライトホーム

〒070-0871 旭川市春光1条9丁目1番26号
代表取締役 金子 洋一

TEL 85-7485
FAX 85-7486

株米谷産業

〒079-8421 旭川市永山11条2丁目4番7号
取締役統括部長 米谷暢一

TEL 22-7637
FAX 22-7813

● 女性部会

株オフィスユー

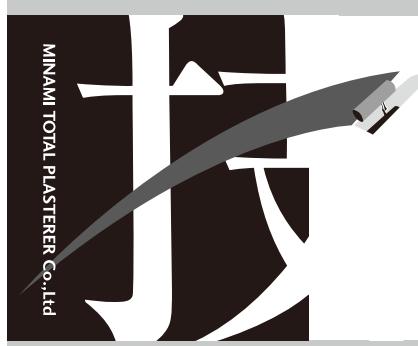
〒070-8001 旭川市神楽1条8丁目2番23号
代表取締役 林 ゆかり

TEL 73-6808
FAX 73-6988

有)こばやしさんち

〒078-8356 旭川市東光16条6丁目3番8号
代表取締役 小林 和枝

TEL 31-6183
FAX 31-6233



目に見えない信頼と、
目に見える技術。

確かな技能を育むことで、その信頼に答えます。

建設業許可 北海道知事(般-29)上第00759号
美浪左官工業株式会社
〒070-8011 旭川市神居1条10丁目1番10号
TEL.0166-61-7311・FAX.0166-61-8061

建設業許可 北海道知事(般-28)上第02914号
株式会社 北洋タイル
〒070-8011 旭川市神居1条10丁目1番10号
TEL.0166-61-3006・FAX.0166-61-3181

minami-total-plasterer.co.jp

事業報告

10月から3月迄開催致しました当会の主な事業についてご報告いたします。

(注)※印は旭川中法人会との共催

10月 October

- 1日(火) 法人会『おもしろ税ミナヘル』第1回実行委員会※
- 1日(火) 青年部会税務研修会／第23回親睦ボウリング大会※
- 3日(木) 第36回法人会全国大会〈三重大会〉
- 16日(水) 第1回組織委員会※
- 18日(金) 第20回北海道法人会女性部会全道大会〈札幌大会〉
- 25日(金) 広報誌「旭川東法人会だより第84号」発行
- 31日(木) 第3回理事会



▲女性部会全道大会懇談会(札幌)

11月 November

- 5日(火) 法人会『おもしろ税ミナヘル』第2回実行委員会※
- 8日(金) 第33回法人会全国青年の集い〈大分大会〉
- 17日(日) 法人会『おもしろ税ミナヘル! 2019』※
- 26日(火) 第1回事業研修委員会※
- 28日(木) 税務研修会※



▲青年・女性部会合同きき酒会

12月 December

- 3日(火) 鷹栖北野小学校における租税教室※
- 9日(月) 青年・女性部会合同税務研修会／第20回ミニきき酒会
- 11日(水) 北光小学校における租税教室※
- 12日(木) 神居東小学校における租税教室※
- 13日(金) 女性部会幹部会議※
- 19日(木) 令和2年度税制改正提言活動※
- 19日(木) 青連協道北ブロック地区会
- 20日(金) 東光小学校における租税教室※



▲旭川中法人会との合同新年交礼会

1月 January

- 23日(木) 第2回広報委員会※
- 24日(金) 朝日小学校における租税教室※
- 27日(月) 新春講演会／新年交礼会※
- 28日(火) 西神楽小学校における租税教室※
- 30日(木) 東五条小学校における租税教室※



▲四団体合同ニューイヤーパーティ

2月 February

- 4日(火) 四団体合同新春研修会／ニューイヤーパーティ※
- 17日(月) 新設法人説明会※
- 19日(水) 東旭川・工業団地・東川地区税務研修会
- 20日(木) 永山・当麻・比布地区税務研修会
- 25日(火) 女性部会第3回役員会※
- 26日(木) 実務者向け税務研修会



▲女性全道大会(旭川)に向けて役員会

3月 March

- 17日(火) 第4回理事会
- 23日(月) 広報誌「旭川東法人会だより第85号」発行

YOSHIMYA



吉宮建設株式会社

代表取締役 宮田昌英

旭川市6条通21丁目 電話(0166)代表31-1476番 FAX(0166)31-1475番

地域 逸品

森とデザインのまち旭川
世界に40あるデザイン都市に認定

「ユネスコ創造都市旭川のこれから 美意識や感性を磨き 新たな地域活性化を」

あさひかわ創造都市推進協議会 会長 渡辺 直行

2011年に六本木の美術館『21_21デザインサイト』で開催された“倉俣史郎とエットレ・ソットサス”展会場の壁に「人間は、知識ではなく、五感で知覚している」と大きなメッセージが掲げられていた。1980年代にイタリアで活躍したポストモダニズムの旗手工業デザイナーのソットサスが遺したその言葉を目にした時の新鮮な驚きを私は今でもはっきりと覚えている。

●デザインの役割

20世紀は物の豊かさを求め続けた時代であった。ヴァイマル共和政期のドイツにデザインと建築の学校「バウハウス」が設立されたのは100年も前のことである。以来、機能性や経済性を重んじたその教えは急速な工業社会の発展と同調しながら、今日まで工業デザインの規範とされてきた。便利で廉価な工業製品は、私たちに快適な暮らしをもたらしたと言える。一方で産業の発展は資源の過剰消費につながり、気候変動など容易には解決しがたい地球的規模の問題を生み出してしまった。同時に、便利な道具は元々人間が持ち合わせていた身体機能を退化させてしまった。

こうした科学技術が進歩した結果生じた複雑を極める現代の問題解決には、理性や論理だけではなく、五感を覚醒させて美意識を磨き直観力を鍛えることが大切だと言われている。ソットサスの時代から40年が過ぎ、自然と社会と人間の調和を図るためにデザインが新たな役割を担う時代の到来である。一昨年に特許庁と経産省が「デザイン経営宣言」を発表したのも時代の必然であろう。



旭川デザインセンター

●森とデザインのまち

日本最北の島北海道の中心に位置する旭川市は、亜寒帯湿潤気候帯に属している。四方を山並みに囲まれ多くの河川が流れる雄大な自然是、四季折々に装いを変え多様性に富む生態系を育んできた。

戦後、大雪山系の豊富な広葉樹資源を背景に林産業や家具産業等が発達したが、その後は道産材に替わり入手の容易な輸入木材が市場のほとんどを占めるようになってしまった。しかし、最近の調査では北海道に於ける広葉樹の蓄積量は増えていることから、旭川家具は2014年より「この木の家具・北海道プロジェクト」と銘打って道産広葉樹の活用を進めている。その結果、旭川家具全体の道産材使用率は40%を超えるまでになった。



この木の家具・北海道プロジェクト

旭川市に於いては1976年の旭川デザインシンポジウムを皮切りに1987年、1988年にはデザインフォーラムを実行し、1990年からは3年に1度の国際家具デザインフェア旭川（IFDA）を開催してきた。2017年には記念すべき10回目を迎えた、今年2020年7月には第11回目のIFDAを予定している。さらに、2015年からは旭川家具を中心となり、市民にデザインを啓発する取組としての旭川デザインウィークを毎年開催することとし、6回目の今年はIFDAとの併催になる。旭川家具にとって森とデザインは重要なキーワードなのである。

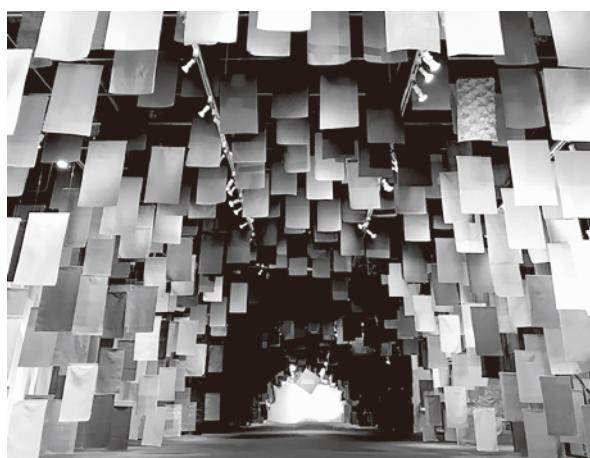
●ユネスコ創造都市ネットワーク・デザイン都市

昨年10月に旭川市は、ユネスコ創造都市ネットワークにデザイン分野で加盟を認定された。

一昨年11月の旭川市長選挙の際、西川市長が公約に掲げたことをきっかけに申請に向けた準備が加速され、さまざまな関連イベントも開催された。前評判としては厳しいとの予想もあったが、既にネットワークに加盟している都市の協力や関係者の努力により認定されるに至った。

ユネスコはパリに本部を置く国際連合教育科学文化機関であり、北海道の知床などユネスコ世界遺産でも馴染みが深い。ユネスコ創造都市ネットワークは、チャールズ・ランドリーが1995年に発表した「創造都市」を基に、アジアから初選出のユネスコ事務局長である松浦晃一郎氏が在任中の2004年に採用されたプロジェクトである。文学、映画、音楽、工芸、デザイン、メディア・アート、食文化の7分野があり、世界で83か国246都市がその認定を受けている。我が国では神戸市、名古屋市、金沢市、札幌市、鶴岡市、浜松市、丹波篠山市、山形市に続き旭川市が9番目の創造都市となった。また、デザイン分野での加盟は神戸市と名古屋市に次ぐ3都市目であり、旭川市は、世界に40あるユネスコ・デザイン都市の仲間入りを果たしたのである。

旭川市には、国際デザイン都市としてデザインを基軸とした地域の活性化が期待されている。地域の強みを活かすために、美意識や感性を磨き直観力を鍛えて産業、文化、観光や暮らしを豊かにすることが望まれる。デザイン都市旭川市の未来戦略が胎動を始めた。



旭川デザインウィーク2019 スペシャルインスタレーション

日本公庫からのお知らせ

日本政策金融公庫 国民生活事業は、設備資金や運転資金のご融資を通じ、みなさまの事業のお手伝いをしております。

日本公庫（国民生活事業）の融資の特徴

- 事業を営むほとんどの方がご利用いただけます。
- 新たに事業を始める方もご利用いただけます。
- 無担保・無保証人での融資もお取り扱いしています。
- 長期のご返済で、お利息は固定金利です。

お手続きの流れ ～お申込みいただく際は、お気軽にご相談ください～

お申込

以下の書類をご提出いただきます。

- ・借入申込書
- ・最近2期分の確定申告書・決算書、試算表（決算後6ヶ月以上経過している場合等）
- ・企業概要書（初めてご利用の方）
- ・見積書（設備資金の場合）
- ・履歴事項全部証明書（法人の方）

ご面談

- ・資金のお使いみちや事業の状況（計画）などについてお話を伺います。
- ・営業状況（計画）や資産、負債のわかる書類をご準備ください。
- ・店舗や事務所をお訪ねすることがあります。

ご融資

- ・ご融資が決まりますと、ご契約に必要な書類をお送りします。
- ・ご契約手続き完了後、ご融資金をご希望の金融機関の口座へ送金します。

～教育資金を必要とされるみなさまへ～

お子さまの教育資金を「国の教育ローン」がサポート！

高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。

あなたの“未来”応援します！

国の教育ローン



ご融資額 350万円以内
(お子さま1人あたり)

ご入学前の
まとまった費用
の準備が可能！

固定金利・
長期返済が
可能！

40年以上の
取扱実績！

ハローワーク

0570-008656
(または03-5321-8656)



受付時間 月～金曜日／9:00～21:00 土曜日／9:00～17:00

※日曜日、祝日、年末年始（12/31～1/3）はご利用いただけません。

詳しくは Web で！ [国の教育ローン](#)

検索



日本政策金融公庫

旭川支店 国民生活事業

〒070-0034

旭川市4条通9丁目1704-12 朝日生命旭川ビル1階
(電話)0166-23-5241